

中間評価調査結果要約表

1. 案件の概要	
国名:ベトナム	案件名:
分野:ガバナンス	2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト(PHAP LUAT 2020)
所轄部署: 国際協力機構(JICA)産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ 法・司法チーム	協力形態: 技術協力プロジェクト
協力期間: 2014年04月～2020年03月(5年間)	協力金額: 約7.5億円(評価時点)
日本側協力機関: 最高裁判所、法務省法務総合研究所国際協力部、国連アジア極東犯罪防止研修所、日本弁護士連合会	先方実施機関:司法省(MOJ)、首相府(OOG)、最高人民検察院(SPP)、最高人民裁判所(SPC)、ベトナム弁護士連合会(VBF)
<p>1-1 協力の背景と概要</p> <p>ベトナム政府は1986年のドイモイ政策開始以降、市場経済化への移行を進めており、さまざまな開放政策の一環として市場経済化に対応する法制度の整備を進めてきている。2005年には共産党中央委員会政治局決議48号と49号が発表され、司法改革が具体的に進められてきた。国際協力機構(Japan International Cooperation Agency: JICA)(以下、「JICA」という)はベトナムにおいて、1996年より主に民商事関連法案起草支援や法曹人材育成を目的とし、ベトナム法整備支援プロジェクトフェーズ1(1996～1999年)、同フェーズ2(2000～2003年)及び同フェーズ3(2003～2007年)を実施した。これらのプロジェクトにおいて起草支援した改正民法は2005年6月に、また民事訴訟法は2004年11月に国会にて可決・成立したほか、法律実務家を対象にした実務マニュアルの共同作成などの成果が着実に生じた。ただし、整備された法令を執行・運用する現場においては、制定された法令の趣旨が十分理解されていない状況も見受けられ、裁判実務や法執行実務の改善を図る必要があったことから、2007年4月から2011年3月にかけて、司法省(Ministry of Justice: MOJ)(以下、「MOJ」という)、最高人民裁判所(Supreme People's Court: SPC)(以下、「SPC」という)、最高人民検察院(Supreme People's Procuracy: SPP)(以下、「SPP」という)、ベトナム弁護士連合会(Vietnam Bar Federation: VBF)(以下、「VBF」という)をカウンターパート(以下、「C/P」という)機関とした「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ1」を実施した。その後、中央司法関連機関が全国的な課題の抽出や改善策の検討を行えるようになること、及びその一連の活動が中央司法関連機関の業務フローに定着することを目指し、2011年4月より2015年3月まで同フェーズ2を実施している。フェーズ2終了時評価調査では、C/Pの実務の改善に大きな成果が確認され、特に活動対象地域として選定された地方では、中央と地方の密接な連携に基づく課題の抽出や改善策の検討が行われるようになった。一方で、他の行政機関(特に地方行政機関)においては、依然として法規正文書の統一的理解及び運用に問題が見られ、法務・司法関係機関が関与する立案及び運用になお改善の余地があることが確認されたことから、今般、フェーズ2の後継案件として「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」という)の実施を計画し、これまでの協力の成果を基盤として、ベトナムの司法改革戦略を引き続き支援することを目指すこととなった。</p> <p>新規プロジェクトでは、2013年に成立した改正憲法に基づく様々な改革や、ベトナムの法・司法改革の目標年である2020年を見据えて、総括的かつ発展的な協力を行っていくと同時に、プロジェクト終了後の新しいソ</p>	

ートナーシップの関係の構築を念頭に置いたアプローチをとっている。また、経済発展を続けるベトナムへの政府開発援助(Official Development Assistance:ODA) (以下「ODA」という)に関しては、投資環境整備に向けた貢献が求められているため、本プロジェクトでは、これまでの 4 つの C/P 機関に加え、首相府(Office of the Government:OOG) (以下、「OOG」という)を新たな C/P 機関として迎え、ベトナムでビジネス活動を行うにあたっての法・司法分野における阻害要因の縮小化に向けた活動にも新たに取り組んでいる。

1-2 協力内容

(1) 上位目標

整合性が確保された法規範文書を土台とした、予測可能性があり、かつ信頼性の高い法・司法制度の整備が図られ、ベトナムの成長・発展を支える社会基盤の構築が促進される。

(2) プロジェクト目標

2013 年憲法並びに第 48 号決議及び第 49 号決議(*1)の趣旨に従い、法規範文書相互の不整合の抑制・是正、並びに法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用・適用の実現を図るための法務・司法関係機関(*2)の組織的な能力が向上し、適正かつ効率的な法規範文書の運用・適用の基盤が整備される。

(*1) 第 48 号決議及び第 49 号決議とは、ベトナム共産党中央委員会政治局決議2015年第48号(Resolution No.48/NQ-TW of 24th May, 2005)および第49号(Resolution No.49/NQ-TW of 2nd June, 2005)を指す。(*2) 法務・司法関係機関とは、司法省(MOJ)、首相府(OOG)、最高人民裁判所(SPC)、最高人民検察院(SPP)及びベトナム弁護士連合会(VBF)を指す。

(3) 成果

- 1) 法令間の不整合や多義的かつ不明確な規定の存在を抑制・是正し、かつ法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用を実現するために、MOJ 及び OOG による民事、経済、その他関連法規範文書の①事前審査、②事後監査、③整備・運用状況の監督を行う人材の能力が強化される。
- 2) 2013年憲法並びに第 48 号及び第 49 号決議の趣旨に従い、2020年の法・司法改革の実現を見据えて各機関で作成する工程表に基づき、民事紛争解決に資する実体法及び手続法の草案、並びに刑事手続法の草案が整備されると共に、民事に関する適切な紛争解決の基準となる法規範文書及び刑事に関する適切な手続の基準となる法規範文書の適切な理解が促進され、統一的な運用に向けた助言・指導能力及び裁判・執行実務の能力が向上する。
- 3) 各機関において、①法規範文書の起草・審査・監査・監督、②法規範文書の適切な理解の促進及び統一的な運用に向けた助言・指導、並びに③法規範文書の適切な理解に基づいた裁判・執行実務の実現に向けた助言・指導に関する業務を改善するための、2021年以降に各機関が実施すべき活動が、本プロジェクトの成果を踏まえて分析・検討される。

(3) 投入(中間レビュー調査時点)

(日本側)

専門家(短期専門家)	8名(22名)	機材供与:	1,342,174円
研修員受入	135名	現地活動費:	1,820,174米ドル

(ベトナム側)

カウンターパート	47名	現地活動費	現物支給、482,477米ドル
施設・設備	ベトナム側からの手当なし(プロジェクト独自で手配)。		

2. 中間レビュー評価調査団の概要		
枝川 充志	団長	JICA 国際協力専門員、弁護士
森永 太郎	法・司法制度	法務省法務総合研究所国際協力部 部長
松戸 綾乃	協力企画	JICA 産業開発・公共政策部 法・司法課 副調査役
中村 祐美子	評価・分析	合同会社 適材適所 コンサルタント
調査期間:2018年1月7日～2018年1月18日		調査種類:中間レビュー調査

3. 実績の確認

3-1 成果の達成状況

プロジェクトの各成果レベルでの達成状況については、2015年2月にベトナム及び日本双方が合意したPDMに定める指標に基づき判断した。成果レベルには、合計27指標(成果1に7指標、成果2に19指標、成果3に1指標)が設定されており、中間レビュー調査時点で、3指標が既に「達成」、22指標が「進捗中」、2指標が「未着手」という結果であった。

成果	指標	現時点でのアセスメント
成果1	1. MOJの開催する内部人材向けセミナー等が、現場の課題を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。 (進捗中)	司法省の関連部局(BPR、GALD、BLEM)は、年間活動計画を作成し、プロジェクトの協力の下、同計画に基づき数々の研修活動を開催した。その多くがポリシーベースの活動ではあるが、いずれも同省の責務に直結するものであり、セミナーや研修受講者が日々の業務において、または将来直面する可能性のある課題が多く取り上げられていた。
	2. MOJの開催する他の省庁や省レベル人民委員会の法務部門向けのセミナー等が、現場の課題を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。 (進捗中)	年間活動計画に基づき、BPR、BLEM及びGALDは、関係省庁や関連機関の法制部の担当職員を対象に法規範文書の改正案の更なる改善に向けたニーズ聴取、法施行の実態調査を目的とした活動を多数開催した。
	3. MOJの執務参考資料が以下の点を考慮して作成される。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 法規範文書の不統一な運用・適用の状況の分析 ▶ 法規範文書の不統一な運用・適用の原因の分析。 ▶ 法規範文書の不統一な運用・適用の状況及び原因を踏まえた改善策 ▶ 改善策を実施するための必要な措置 (現時点で進捗なし)	これまでの2年余りの活動において、執務参考資料の作成に向けた活動は行われていない。よって、本調査時点で具体的な成果は認められない。
	4. MOJの執務参考資料が関係職員に活用されている。 (現時点で進捗なし)	執務参考資料は作成されていない。よって成果の発現も認められない。
	5. OOGの開催するセミナー等が、現場の課題を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。 (進捗中)	年間活動計画に基づき、既存の法規範文書や将来的な法改正に向けた意見聴取に関する活動を毎年10回程度開催した。
	6. OOGの執務参考資料が以下の点を考慮して作成される。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 法規範文書の不統一な運用・適用の状況の分析 ▶ 法規範文書の不統一な運用・適用の原因の分析 ▶ 法規範文書の不統一な運用の状況及び原因を踏まえた改善策 ▶ 改善策を実施するための必要な措置 (現時点で進捗なし)	これまでの2年余りの活動において、執務参考資料の作成に向けた活動は行われていない。よって、本調査時点で具体的な成果は認められない。
	7. OOGの執務参考資料が関係職員に活用されている。 (現時点で進捗なし)	執務参考資料は作成されていない。よって成果の発現も認められない。

成果 2	<p>1. 各機関が作成する計画が、以下の点を考慮して作成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各機関における、2020 年の法・司法改革の実現の観点からのレビュー ➢ 一各機関における、前年度までの活動の分析 ➢ 各機関における、目標年度を見据えた明確なプロセス ➢ 各機関における、2020 年の法・司法改革の実現の観点からの優先順位付け <p style="text-align: right;">(進捗中)</p>	<p>MOJ の関連部局は、プロジェクトと協議の上で、第 48 号決議及び第 49 号決議などの政策優先項目や各部局の責務を考慮の上、プロジェクト専門家と協議の上、プロジェクトの年間活動計画を策定した。</p>
	<p>2. 改正民法、改正民事判決執行法、改正国家賠償責任法、改正民事訴訟法及び改正行政事件訴訟法の草案が、以下の点を考慮したものに改善される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2013 年憲法並びに第 48 号及び第 49 号決議の内容 ➢ ベトナムの市場経済の発展 ➢ 実務上の問題点 <p style="text-align: right;">(達成)</p>	<p>改正民法及び改正国家賠償責任法はそれぞれ、2015 年 11 月及び 2017 年 6 月に国会により採択された。民事判決執行法については、本プロジェクト開始前の 2014 年に既に採択済みである。改正法の特徴は以下のとおり。</p> <p>(改正民法) 法主体の再整理、人格権の規定の具体化、財産概念の整理等</p> <p>(改正国家賠償責任法) 賠償範囲の拡大、手続きの明確化・簡略化、時効機関の延長等</p> <p>改正民事訴訟法及び改正行政事件訴訟法は 2015 年 11 月に国会で採択された。</p> <p>(改正民事訴訟法) 人民参審員に関する簡易手続制度の導入、争訟原則の導入など。</p> <p>(改正行政事件訴訟法) 争訟原則の導入、法の不整合への勧告の権利の付与、外国要素のある訴訟への対応など。</p>
	<p>3. 改正刑事訴訟法の草案が、以下の点を考慮したものに改善される</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2013 年憲法並びに第 48 号及び第 49 号決議の内容 ➢ 実務上の問題点 ➢ 人権に対するより一層の配慮 <p style="text-align: right;">(達成)</p>	<p>改正刑事訴訟法は、2015 年 11 月に国会にて採択された。しかし、その後、改正刑法中の条文にミスが見つかったことから、再審議の措置が講じられ、これらの法律の施行が 2018 年 1 月に見送られた。刑事訴訟法の特徴は以下のとおり。</p> <p>(刑事訴訟法) 検察業務における効率化及び透明化を図っていくための公民権及び人権への配慮、保護、確保に関する基本原則の規定の追加、裁判における争訟原則の確保、捜査・取り調べにおける脅迫・拷問に対する明確な手続、刑事手続における国際協力。</p>
	<p>4. 財産登記法、国際私法制定に向けた実務上の問題点が整理される。</p>	<p>(財産登記法) JICA は、プロジェクト協力期間中に合計 3 回にわたり現地に調査団を派遣し、NRAST が実施する国内法令規定の調査を行った。結果は、報告書としてとりまとめられ、司法省上層部に提出された。</p> <p>(国際私法) ILD が中心となり、これまで年に 1 度国際私法に関するセミナーを開催した。セミナーでは、2015 年</p>

	(進捗中)	民法における国際私法に関連する規定や近年ベトナムで増加している企業破産をテーマとして取り上げた。後半のプロジェクト期間において、ベトナムにおける国際私法のあり方及び同法でカバーすべき分野について更なる分析を計画している。
5. 判例法理の形成に向けた論点が整理される	(進捗中)	プロジェクト活動を通じ、判例法理の形成において「判例の執筆方法」が主たる課題であることが明らかとなった。SPC は、本調査時点で、合計 16 の判例を選定しており、学識経験者の協力を得て、選定された判例の分析作業を進めている。
6. 整理された判例法理の形成に向けた論点について、法規範文書への反映及び/又は実務の改善に向けた取組が行われる。	(進捗中)	2015 年 10 月 28 日に判例制度が導入された。SPC では、2018 年月上旬に判例制度に関する課題を話し合うための会議の招集を計画しており、協議の結果や判例選択に関する課題に基づき、今後上記決議の改正手続きを行うとしている。
7. 国際的な民事紛争解決に向けた実務上の問題点が整理される。	(進捗中)	SPC では、これまでに国際民事紛争、特に国際商事紛争及び知的財産権に関する研修活動を実施しており、これらの活動を通じ、国際的な分野における裁判官の知識及び経験不足が課題であることが明らかとなった。SPC では、現在、プロジェクト専門家の協力の下で、当該分野における問題点の分析作業を進めている。
8. 整理された国際的な民事紛争解決に向けた実務上の問題点について、法規範文書への反映及び/又は実務の改善に向けた取組が行われる。	(進捗中)	SPC では、実施されたセミナーの結果に基づき、関連法規範文書の起草に向けた提言の作成を計画している。
9. MOJ の開催するセミナー等が、現場の課題を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。	(進捗中)	年間活動計画に基づき、これまで、MOJ では、中央及び地方において、法令起草及び法施行分野における課題を特定するためのセミナーやワークショップを多数実施している。
10. 実施されたセミナーにおいて扱われた内容について、法規範文書への反映及び/又は実務の改善に向けた取組が行われる。	(進捗中)	更なる実務の改善を図っていくために、MOJ では、セミナーで扱われた内容を、報告書としてとりまとめ、MOJ 上層部へ提出提出しているほか、内部のネットワークを活用して、研修を受講していない職員へも共有を図っている。また、2015 年改訂民法に関する解説書や知的財産に関する業務参考資料を作成した／作成中である。前者は既に作成済みであり、関係機関への配布準備中である ¹ 。
11. SPC の開催するセミナー等が、現場の課題を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。	(進捗中)	年間活動計画に基づき、SPC は、前半の協力期間中に、年平均 7 回の研修活動を実施した。
12. 実施されたセミナーにおいて扱われた内容について、法規範文書への反映及び/又は実務の改善に向けた取組が行われる。	(進捗中)	2015 年の判例制度の導入に向けた支援に加え、プロジェクトでは、争訟原則に関する技術的助言及び情報を提供した。また、SPC との共同活動の成果品として争訟原則に関する書籍を出版した。

¹ CED は、JICA の支援で 1,500 部を印刷済みであり、1) 郡レベルまでの法律局、民事判決執行局、人民検察院、裁判所、国会議員、人民委員等の関係機関(関係者)、2) 研修受講者、3) 関係機関の法制局、4) 国会法務委員会、5) その他政府関係機関、6) 大学への配布が計画されている(出所: 2018 年 1 月 8 日 CED へのインタビュー結果)。

	13. SPP の開催するセミナー等が、現場の課題を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。 (進捗中)	年間計画に基づき、SPP では、検察官のスキルアップや理解向上を目的とした活動を合計 40 回実施した。
	14. 実施されたセミナーにおいて扱われた内容について、法規範文書への反映及び/又は実務の改善に向けた取組が行われる。 (進捗中)	SPP では、将来的な法案起草、法規範文書、刑事訴訟法の適用に関するガイドラインの作成を考慮し、セミナーや研修中に受講者から出された意見、アイデア、提案事項を報告書にとりまとめ、研修終了後、SPP 上層部及び関係部局に提出している。研修報告書は、省以下の職員向けに研修を実施する省人民検察院にも TV 会議システム用いて共有しているほか、SPP のホームページにも掲載している。なお、SPP では、検察官の実務改善に向け、現在、公安当局と共に捜査・取り調べにおける録音・録画制度の実施に関する省令制定作業を進めている。
	15. VBF の開催するセミナーや研修等が、法整備や現場の課題(特に人権保護及び司法アクセスに関する課題)を踏まえ、対象者のニーズに合った形で、企画・立案・実施される。 (進捗中)	VBF は、ハノイやその他の地域において、弁護士活動及び弁護士自治に関する調査、SPP、SPC、VBF で共同開催した争訟原則に関するセミナー、弁護士マニュアルに関する活動など、数々の研修活動を実施している。
	16. 実施されたセミナーや研修において扱われた内容について、弁護士マニュアルやガイドライン等への反映及び/又は実務の改善に向けた取組が行われる。 (進捗中)	マニュアル作成に向けたワークショップの結果や参加者から出された意見は、2017 年に完成した弁護士マニュアルに反映されている。
	17. 弁護士マニュアルやガイドライン等が以下の点を考慮して作成されている。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 人権保護と司法アクセスの向上への貢献 ➢ 2013 年憲法並びに第 48 号及び第 49 号決議の内容 ➢ 国民に対する法的サービスの充実 ➢ 実務上の問題点 (達成)	VBF では 2017 年中に 3 巻構成の弁護士マニュアルの作成を終了しており、本調査時点で、VBF は各巻 1,700 部を印刷済みである。
	18. 弁護士マニュアルやガイドライン等が、弁護士が活用できる状態に置かれている。 (達成)	本調査時点で、印刷済みの 1,700 部は以下の関係者に配布済みである。1) 弁護士教会メンバー: 各メンバー 1 部、2) 63 の地方弁護士会: 8 メンバーに 1 部、3) 中央関係機関、関係省庁: 各 1 部、4) マニュアル執筆者: 各 1 部、5) マニュアル作成委員会メンバー: 各 1 部、6) 関係メディア: 各 1 部。
	19. 弁護士が、弁護士マニュアルやガイドライン等を活用して業務を行っている。 (進捗中)	マニュアルは既に関係者に配布済みであり、弁護士は日々の業務において活用している。
成果3	1. 各機関の分析が、以下の点を考慮して実施される。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 法の統一的な適用及び執行の確保に向けた取組 ➢ 各種紛争が適切に解決される仕組みの整備に向けた取組 ➢ 人権を重視した適正な手続の実現に向けた取組 ➢ 司法アクセスの強化に向けた取組 (具体的な成果発現は認められない)	本指標に関連する活動は、後半のプロジェクト活動として計画されていることから、現時点で、本指標に関して、具体的な成果の発現は見られない。

3-2 プロジェクト目標の達成の見込み

プロジェクトは、プロジェクト目標を測る指標として PDM 中に設定されている 11 の指標のうち、4 指標について進捗が確認された。

指標	現時点でのアセスメント
<p>1. MOJ における法規範文書の事前審査プロセスが、以下の点を考慮したものに改善される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ より幅広い利害関係者からの意見を踏まえている。 ▶ 運用・適用段階における留意点が考慮されている。 ▶ 法規範文書の整合性確保の視点からの審査が行われている。 ▶ 法規範文書の統一的な運用・適用の実現の視点からの審査が行われている。 <p style="text-align: right;">(進捗中)</p>	<p>プロジェクト活動の結果、法規範文書の内容が改善したという報告はあるものの、具体的なデータや情報を入手することはできなかった。</p>
<p>2. MOJ における法規範文書等の事後監査プロセスが、以下の点を考慮したものに改善される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ より幅広い利害関係者からの意見を踏まえている。 ▶ 法規範文書の不統一な運用・適用の状況及び原因が分析されている。 ▶ 法規範文書の不統一な運用・適用の原因を踏まえた改善策が検討され、改善策を実施するための必要な措置が行われている。 <p style="text-align: right;">(進捗中)</p>	<p>プロジェクト活動の結果、以下の点において効果発現が認められたとの報告が挙げられている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) BPR における法規範文書の事後審査を担当する職員の能力が向上した、 2) 事後審査において違法の法規範文書の発見件数が増加した、 3) 違法と判断された法規範文書の処理が迅速に行われた。 <p>一方で、本調査期間中に、それを証明するための具体的なデータや情報を入手することはできなかった。客観的な指標設定が求められる。</p>
<p>3. MOJ における法規範文書等の整備・運用状況の監督が、以下の点を考慮したものに改善される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ より幅広い利害関係者からの意見を踏まえている。 ▶ 法規範文書の不統一な運用・適用の状況及びその原因となる法規範文書の未整備の実態が分析されている。 ▶ 法規範文書の不統一な運用・適用の原因となる法規範文書の未整備を改善するための必要な措置が行われている。 <p style="text-align: right;">(進捗中)</p>	<p>プロジェクト活動で習得した知識を基に、BLEM は、法令施行する前に行うべき活動を整理した提案書を政府に提出した。また、今後の法施行状況のモニタリング活動の更なる改善をはかっていくために、BLEM では、1) 法規範文書施行法の制定に向けた提案書の提出に向けた政策分析及び調査研究活動の実施、2) 法施行監視マニュアルの作成を計画している。</p>
<p>4. OOG における法規範文書の事前検討プロセスが以下の点を考慮したものに改善される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 関係者間の調整が強化されている。 ▶ より幅広い利害関係者からの意見を踏まえている。 ▶ 運用・適用段階における留意点を考慮している。 ▶ 法規範文書の整合性確保の視点からの検討が行われている。 ▶ 法規範文書の統一的な運用・適用の実現の視点からの検討が行われている。 <p style="text-align: right;">(進捗中)</p>	<p>プロジェクト活動を通じ、OOG における法規範文書の審査担当職員の能力は向上したとの報告が挙げられているが、具体的なデータや情報は入手することはできなかった。客観的な指標設定が求められる。</p>
<p>5. 法規範文書の起草・実施に関して、政府・首相が監督、指導、事前検討を行う際に、OOG がより良い支援を行えるようになる。</p> <p style="text-align: right;">(評価不可能)</p>	<p>本調査時点で、プロジェクト活動の結果、「OOG がより良い支援を行えるようになった」ということを証明する具体的な成果は確認することはできなかった。設定指標の改善が求められる。</p>
<p>6. 工程表に基づいて、民事事件解決手続の改善が行われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ SPC が透明性の高い適切な手続を実施し、審理における法令の統一的な適用に貢献する。 ▶ SPP が、法令の厳正かつ統一的な執行の保証に貢献する。 ▶ VBF が、調和の取れた法令の統一的な適用、人権保護および司法アクセスの向上に貢献する。 <p style="text-align: right;">(時期尚早)</p>	<p>本調査時点で、プロジェクト活動の結果発現した成果は認められなかった。</p>

<p>7. 工程表に基づいて、行政事件解決手続の改善が行われる。</p> <p>➢ SPC が透明性の高い適切な手続を実施し、審理における法令の統一的な適用に貢献する。</p> <p>➢ SPP が、法令の厳正かつ統一的な執行の保証に貢献する。</p> <p>VBF が、調和の取れた法令の統一的な適用、人権保護および司法アクセスの向上に貢献する。(時期尚早)</p>	<p>本調査時点で、プロジェクト活動の結果発現した成果は認められなかった。</p>
<p>8. 工程表に基づいて、刑事事件解決手続の改善が行われる。</p> <p>➢ SPC が透明性の高い適切な手続を実施し、審理における法令の統一的な適用に貢献する。</p> <p>➢ SPP が、法令の厳正かつ統一的な執行の保証に貢献する。</p> <p>➢ VBF が、調和の取れた法令の統一的な適用、人権保護および司法アクセスの向上に貢献する。(時期尚早)</p>	<p>上記の指標同様、本調査時点で、プロジェクト活動の結果発現した成果は認められなかった。</p>
<p>9. 改正民事訴訟法において改正された内容が、民事裁判において適切に運用されている。</p> <p>(時期尚早)</p>	<p>改正民事訴訟法は 2016 年 7 月に施行されたが、施行からまだ日が浅く、実際の裁判における運用状況の適切性について、現段階で判断することはできなかった。</p>
<p>10. 改正行政事件訴訟法において改正された内容が、行政裁判において適切に運用されている。</p> <p>(時期尚早)</p>	<p>改正行政事件訴訟法は 2016 年 7 月に施行されたが、施行からまだ日が浅く、実際の裁判における運用状況の適切性について、現段階で判断することはできなかった。</p>
<p>11. 改正刑事訴訟法において改正された内容が、刑事裁判において適切に運用されている。</p> <p>(時期尚早)</p>	<p>改正刑事訴訟法は、本調査の約 2 週間前の 2018 年 1 月 1 日に施行されたばかりである。よって、同指標の達成状況の測定は時期尚早である。</p>

3-3 上位目標の達成の見込み

調査団では、中間レビュー調査期間中に上位目標の指標の基礎情報及び関連データを収集した。

指標	現時点でのアセスメント
<p>1. 国際機関等が公表している法務・司法に関する国際比較指標が、プロジェクト開始時と比較して改善する。</p>	<p>法の支配に関する World Justice Project のインデックスによれば、ベトナムの世界ランキングは、2015 年に 102 か国中 64 位であったものが、本調査時点(2016 年データ)では、113 か国中 67 位と改善しており、2016 年報告書においても、ベトナムの近年の躍進が称賛されている(表 4)。</p>
<p>2. 国際機関等が公表している弁護士業務に関する国際比較指標が、プロジェクト開始時と比較して改善する。</p>	<p>当該データの入手は困難であった。</p>
<p>3. 改善された事前審査プロセス²に則った法規範文書の事前審査³が実施される。</p>	<p>事前審査プロセスの改善に向けた活動は現在進行中であり、現時点で具体的な成果は発現していない。</p>
<p>4. 改善された事後監査プロセスに則った法規範文書の事後監査が実施される。</p>	<p>同上</p>

² MOJ における「審査」(Review)については、法規範文書発行法(No. 17/2008/QH12)の 36 条及び 63 条に規定されている。

³ OOG における「審査」(Verification)については、省令 No. 74/2012/ND-CP の 2 条、省令 No. 08/2012/ND-CP (仮訳:法規範文書発行法の実施のための詳細措置)の 17 条に規定されている。

法の支配ランキングにおけるベトナムの順位

カテゴリー	2015年	2016年
政府権力の制約 (Constraints on Government Powers)	85/102	81/113
汚職の根絶 (Absence of Corruption)	56/102	67/113
開かれた政府 (Open Government)	86/102	92/113
基本的人権 (Fundamental Rights)	69/102	68/113
秩序と安全 (Order and Security)	35/102	35/113
規制の執行 (Regulatory Enforcement)	85/102	91/113
民事司法 (Civil Justice)	76/102	80/113
刑事司法 (Criminal Justice)	39/102	51/113
世界ランキング	64/102	67/113

(出所: World Justice Project on Rule of Law Index 2015 and 2016) *ベトナムの順位/総数

4. 評価5項目の概要

4-1 妥当性:政策との整合性:高い、PDMの制度設計:本調査時点では課題あり。

- 本プロジェクトの活動に関連する方針は、プロジェクト開始時点から変更はなく、ベトナム政府及び日本政府の政策と整合している。48号決議及び49号決議では、「法治国家の構築」に向けた「法の支配」を実現していくための、2020年までのベトナムにおける法律システムの構築と整備、法整備、法運用体制改善の必要性を強調している。社会経済開発政策(2011年～2020年)においても、更なる社会経済の発展に向けた司法制度の効果及び質的向上の重要性が示されている。また、日本政府の「対ベトナム国別援助方針」及び「法制度整備支援に関する基本方針」(2013)では、法制度の整備・執行能力の強化や、行政の公正性、公平性、中立性、透明性の確保に向けた支援や基本法及び経済法の関連分野への積極的な法制度整備支援を重視している。
- 2015年にJETROが実施した日系企業実体調査の結果によれば、「法制度の未整備・不透明な運用」が、ベトナムにおける日系企業が日々のビジネス及び投資活動における主要なリスクと指摘されており、当該分野の強化・改善に対するニーズは依然高いことが明らかとなった。
- さらに、わが国は、1990年代からベトナム法・司法分野への支援を継続的に実施しており、当該分野が直面している課題に対して豊富な知見を有しており、アドバイザーグループによる支援体制、現地の活動と本邦研修との連携体制も構築されている。こうした一体的な取り組みは、わが国の、特に当該分野における技術協力プロジェクトの強みである。
- 一方で、プロジェクト活動の進捗に伴い、プロジェクト活動対象の絞り込み PDM中の指標の更なる検証が必要であることが本調査の結果明らかとなった。

4-2 有効性:やや低い

- 本調査時点でのプロジェクト目標の達成状況は、11指標中4指標について若干の兆しが認められた。その達成状況に鑑み、本調査時点の有効性は、「やや低い」と判断した。
- プロジェクト専門家からカウンターパート職員への技術移転についても、円滑に進められてきたといえるが、一方で、実施機関の要請に基づくアド・ホックな活動の実施により、プロジェクト専門家の各種活動への関与の度合いが限定的であるなど実施上の課題も確認された。
- PDM中に明記されている外部条件については、プロジェクト開始以降、特段大きな問題の発生は認められない。

4-3 効率性: 中程度

- 成果3については、現時点での成果発現は認められなかったものの、成果1については、7 指標中 3 指標において進捗が確認され、成果2については、成果 2 についても全 19 指標において進捗が認められるなど、プロジェクトは、期待される成果発現に向けて、着実な進捗を見せている。
- 日本人専門家の派遣、機材供与、本邦研修をはじめとする研修事業の実施などの日本側からのプロジェクトへの投入は、適切で効率的であったとベトナム側から評価されている。
- ベトナム側の投入についても、施設提供に関する投入以外、計画に基づく投入が認められた。

4-4 インパクト: やや低い

- 現在、協力期間の中間地点であることから、上位目標の達成の見込みを判断するには時期尚早である。一方で、プロジェクト活動の実施を受け、実施機関による独自の取り組みも進みつつあることを確認した。よって、本プロジェクトのインパクトは「やや低い」(Fair)と評価した。
- プロジェクトの実施によるインパクトとしては、1)プロジェクトでの活動後、法規範文書の審査プロセスに関する執務参考資料の作成、違法の法規範文書に関するガイドブックが作成された/現在作成中である、2)本邦研修への参加を通じて得た知識を元に、法規範文書の審査に関する条件や要件についての報告書を作成し、政府に提出しているという、実施機関独自の取り組み事例が報告された。
- 本調査時点で、マイナスのインパクトは認められない。

4-5 持続性: 中程度

(1) 政策・制度面: 高い

- 2015 年の活動開始以降、プロジェクトを取り巻く政策に大きな変更は認められない。よって、プロジェクトの効果の政策面における持続性は確保される可能性が高い。
- 48 号決議及び 49 号決議がカウンターパート機関による政策実施の根幹として位置づけられているほか、No. 92 号決議(2014 年 3 月)においても、2020 年に向けた法・司法改革への継続的な取り組みについての指針が示されている。また、社会経済開発政策(2011 年～2020 年)においても、更なる社会経済の発展に向けた司法制度の効果及び質的向上の重要性が強調されている。

(2) 組織体制・人材面: 中程度

- 法・司法関係機関の組織体体制について、プロジェクト開始時点から大きな変更はみられない。
- 人民裁判所の組織体制の改編に例を見るように、プロジェクト開始以降、ベトナム側のイニシアティブの下で様々な形で改善が図られている。
- 一方で、現在ベトナム政府では、行政改革が推し進めており、将来的な職員の増強の可能性は低いと言わざるを得ない。

(3) 財政面: やや低い

- プロジェクトでは、活動効果の持続性を確保していくために、2015 年のプロジェクト開始に向けた協議において、活動経費のコスト・シェアスキームの導入を合意・決定した。同合意に基づき、現在活動費用が関係機関によって負担されている。本調査時点で、OOG、SPC 及び SPP による費用負担の実績を確認した。その総額は、プロジェクトによる活動費の支出総額の 3 割程度に留まっているが、過去の JICA 支援プロジェクトにおいて、全額プロジェクト負担であったことを考慮すれば、大きな一歩といえる。
- 今後、プロジェクト効果に対する財政的持続性を確保していくためには、課題の改善に向け継続的・集中的な取り組みを行っていくべき分野を特定し、それを年間活動計画に反映していく必要がある。また、それと同時に、活動やプロジェクト効果の継続性を担保していくための仕組みの構築、そのためのノウハウやプロセスに対する助言の提供も必要といえる。

(4) 技術面: 中程度

- プロジェクト活動を通じて習得した知識やスキルは実際の現場で活用されている。
- ワークショップやセミナーの結果やそこで得られた知見は、各機関の上層部への報告にとどまらず、TV 会議システムやウェブサイトへの掲載など様々な媒体を通じて、関係者に対する情報共有が図られている。ま

た、プロジェクト活動への参加がきっかけとなり、マニュアル類が作成されるなど、職員の更なる能力強化に向け実施機関の自助努力による取り組みも始まっている。

- 一方で、長期的な視点から技術面における持続性を確保していくためには、知識やスキルを組織レベルに蓄積していくことが重要である。そのためにも、ある課題や問題に対してより深く調査・研究・分析する活動やスキルの定着のためのマニュアル作成等の活動実施の可能性を探っていく必要がある。

4-6 プロジェクトの効果発現を促進・阻害した主な要因

インタビュー調査期間中に指摘された点は以下のとおり。

- 促進要因: 1) 専門家の豊富な知見及び実務経験、2) 長期に渡る関係で築き上げられた日本及びベトナムの良好な関係、3) 日本側ベトナム側双方の強いコミットメント(責任感)などの人的要因に加え、4) プロジェクト目標や関係機関や社会のニーズに基づき作成された年間活動計画)の存在、5) ベトナム国内での研修、本邦研修、専門家の個別指導など多様な支援などマネジメント、6) 3年目からの内部の行政手続の簡素化等のマネジメント面での要因が挙げられた。
- 阻害要因: 1) カウンターパートへの連絡手段が限定的、2) 組織内部での不十分な調整と報告、3) 連続性のないアドホックな活動の実施、4) 広範の活動、5) カウンターパートとプロジェクト専門家との間の活動実施のタイミング調整等マネジメントに関する要因が指摘された。

5. 評価結果

5-1 結論

基準	評価	要約
妥当性	高い (政策的側面) 低い (プロジェクト計画)	プロジェクトは、ベトナム政府及び日本の政策に整合しているほか、ベトナムの法・司法分野のニーズにも合致している。一方で、プロジェクト目標や成果の記載が不明瞭な部分があり、測定指標が明確に定義づけられていないなど、プロジェクト計画には改善に向けた課題が認められた。
有効性	やや低い	プロジェクト目標に向けて進捗しているものの、プロジェクト活動が多岐広範にわたっていることから、プロジェクト目標達成レベルが現時点で限定的である。
効率性	中程度	プロジェクト活動の実施における効率性は、全体として中程度である。研修や専門家派遣、機材供与やその管理を始め、投入のタイミング、質、量は共に適切であり、スケジュールどおり行われた。一方で、マネジメントにおいて一部課題が認められた。
インパクト	やや低い	協力期間の中間地点であることから、プロジェクトの実施により発現が期待されるインパクトの測定は時期尚早であるが、調査期間中にはインパクト発現に向けた兆候が確認された。
持続性	中程度	政策・制度面及び組織面における持続性は、それぞれ「高い」、「中程度」と評価した。財政面の持続性については、プロジェクト効果の持続性に向けて現時点では十分な財源が確保されていないことから、評価は「やや低い」とした。技術面の持続性については、組織レベルでの能力強化がその持続性確保に向けて依然課題であることから「中程度」とした。

5-2 提言

中間レビューの結果、PDMの曖昧な表現がプロジェクト活動の阻害要因になったことが明らかになった。そのためプロジェクトデザインの再検討をすべきである。たとえば成果1の曖昧な表現が活動内容の特定を困難にし、効果的な活動を阻害した側面があった。残り2年間で具体的成果を出すためにも、プロジェクトの目標・成果を明確にし関係当事者間の理解や認識を深める必要がある。

また、評価項目「妥当性」の部分で指摘したように、プロジェクトデザインの再検討に際し、以下の二つの取組みがあわせて検討されるべきである。

(1) ワーキンググループの設置

これまでプロジェクト現地専門家はカウンターパート機関が開催するセミナーに参加し技術的助言をすることを主な活動としてきた。

今後、より効果的な技術協力を行うため、ワーキンググループを設置し、カウンターパート機関とプロジェクト専門家が特定分野・課題について協議・分析し、関連活動の成果をモニタリングするような活動が行われるべきである。

(2) カウンターパート機関間の共同活動の実施

前フェーズの終了時評価において、カウンターパート機関間の共同活動が提言されていたが、本プロジェクトでは特に実施されていない。

2013年憲法で争訟原則の保障が明記されたところ、これを反映した新しい制度や実務が導入されている。そのため、訴訟機関及び関係者間において同原則が整合的かつ統一的に適用されるよう、同原則の適切な理解が必要である。関係当事者間の理解が区々で不当な運用がなされれば、訴訟手続きが歪曲され、不当かつ非効率な運用をもたらす、訴訟遅延や正義に反する結果となりかねない。

このような問題に対処し、関係当事者の共通理解を醸成するため共同活動を行うべきである。これにより知見や経験、技術が多角的にもたらされ争訟原則の理解促進・定着が期待される。

5-3 教訓

(1) 新たな協力分野である成果1については、中間レビューを通じていくつかの問題点や課題が指摘された。このことは、新規分野にもかかわらず十分な調査・分析等が不足していたことを意味している。

したがって、新たな協力分野に取り組むにあたっては、PDM策定前に十分な調査や分析がなされるべきであるし、必要に応じて、プロジェクト実施中においても必要な調査・分析が行えるような活動も検討されなければならない。

(2) PDMの曖昧な表現や記述により、プロジェクト目標との関連が必ずしも明確でない活動にまで手を広げることを余儀なくされていた。その結果、個別活動の効果だけでなく、プロジェクト全体の効果を遡減させるような方向となり、プロジェクト活動の負担になっていた。

そのため、PDM上の表現はできるだけ明確にし、個々の活動が成果や目標へと結びつくようなデザインが検討されるべきである。

(3) 法整備支援におけるPDM上の指標は定量的な内容よりはむしろ定性的なものになる傾向がある。できるだけ客観的な評価が可能となるよう、指標の在り方については再検討が必要である。

そのため、たとえばプロジェクト活動において指標設定の活動を導入することも検討されるべきである。